

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月13日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **八重樫 浩文**

北上地区消防組合規則第1号

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則（平成17年北上地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																								
（寒冷地手当の額） 第3条 給与条例第25条第2項の規則で定める寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。			（寒冷地手当の額） 第3条 給与条例第25条第2項の規則で定める寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>17,800円</u></td> <td><u>10,200円</u></td> <td><u>7,360円</u></td> </tr> </tbody> </table>			世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	<u>17,800円</u>	<u>10,200円</u>	<u>7,360円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>19,800円</u></td> <td><u>11,400円</u></td> <td><u>8,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>			世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	<u>19,800円</u>	<u>11,400円</u>	<u>8,200円</u>
世帯等の区分																											
世帯主である職員		その他の職員																									
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																										
<u>17,800円</u>	<u>10,200円</u>	<u>7,360円</u>																									
世帯等の区分																											
世帯主である職員		その他の職員																									
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																										
<u>19,800円</u>	<u>11,400円</u>	<u>8,200円</u>																									
2 [略]			2 [略]																								
備考 改正部分は、下線の部分である。																											

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（手当の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の規定に基づいて支給された寒冷地手当（以下「手当」という。）は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。